

# 食の安全性を考える

## 5月29日から 残留農薬等（動物用医薬品、飼料添加物を含む） に「ポジティブリスト制度」を実施

進尾隆子（編集委員）

「ネガティブリスト」から  
「ポジティブリスト」へ

「ネガティブリスト」とは、原則として規制がない状態で、規制するものについてリスト化するもの。農畜産物の残留農薬等の規制に関して、これまで運用されてきている制度です。

これに対して「ポジティブリスト」とは、原則規制（禁止）された状態で、使用を認めるものについてリスト化するもの。つまり、残留農薬等のポジティブリスト制とは、基準が設定され

ていない農薬等が、一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度と  
いうことになります。

この場合「一定量」とは、人の健康を損なう恐れのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」とされています（「一定基準」ともいう）。

**食の安全を願う、  
消費者の願いから**

これまで農畜産物については、建前として、定められた農薬（動物用医薬品、

飼料添加物を含む）の残留基準以下の食品しか流通できないと規定されてきました。

ところが、実際は700余種の農薬が農産物の栽培に使用されているにもかかわらず、残留農薬の基準（値）は、約210種の農薬にしか設定されていませんでした。

つまり、ネガティブリスト制の下では、残留基準のあるものだけが規制され、基準が設けられていない農薬については、どんなに残留していても、流通、販売の禁止や回収命令ができず、事実上野放し状態になってしまっていたのです。

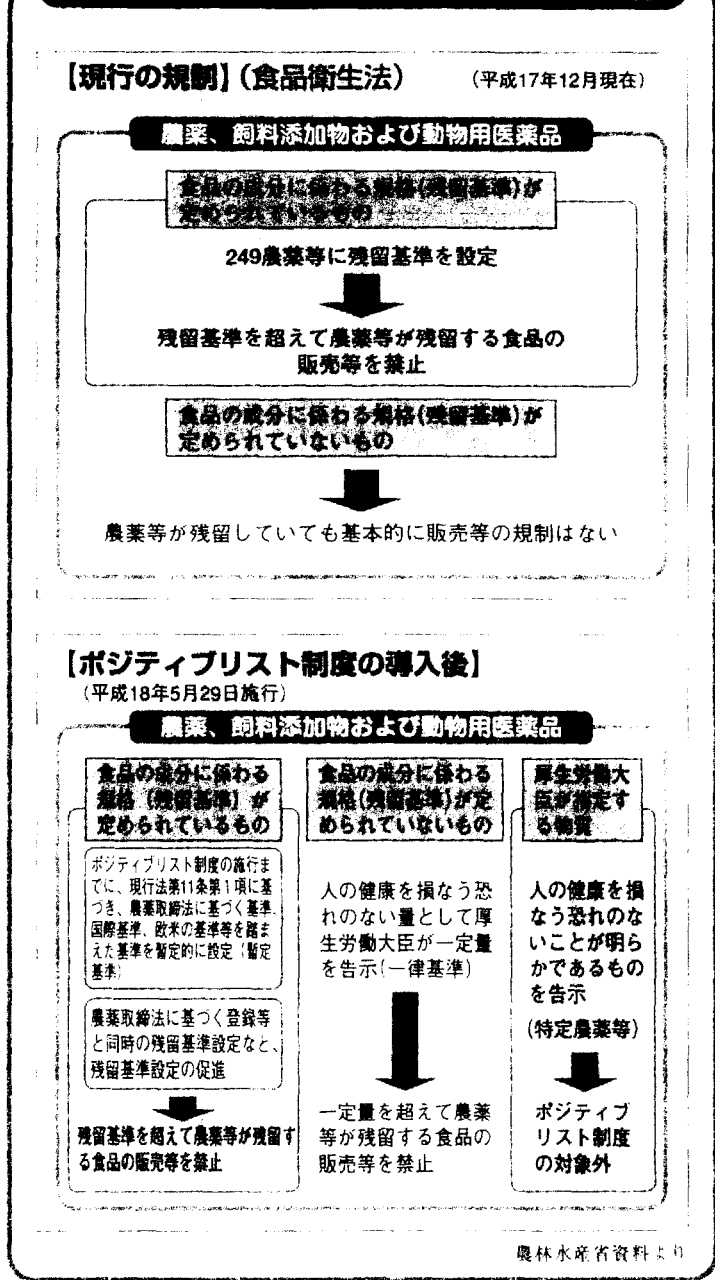
この間、食のグローバル化にともなって、輸入農畜産物が急増し、そのためポストハーベスト農薬など、

食の安全に対する消費者の不安は高まる一方でした。

消費者団体の活動の中で全国消団連、日本生活協同組合連合会などは、早くから、農薬等へのポジティブリスト制度の導入を求め、「食品衛生法」の抜本改正を要求する1000万署名運動などに取り組んできました。この署名運動には家庭栄養研究会も賛同団体になっていきます。署名は史上初の1300万筆にものほりました。

2001年9月、国内で発生したBSE（牛海綿状脳症）は、日本の食品安全行政を大きく転換させることになりました。03年5月に食品衛生法の一部が改正され、食品に残留する農薬等に06年5月29日までにポジティブリスト制度を導入

図表：現行の規制と「ポジティブリスト」導入後の規制



し、規制の強化を図ることが決められたのです。

この間3年近くにわたり、

各関連機関で審議が行われ、

第1次案から2次案を経て

3次案が公表されました。

パブリックコメントが募集

され、家庭栄養研究会も意

見書を提出しています。

**基準値はどう決めるのか**

今回の対象農薬は、世界

で流通している農薬等74

6品目がリストに挙がって

います。そのうち半数が国

内で使用しているもので、

残り半分が外国で使用して

いるものです。

746品目中250品目

については、現在の安全基

準が採用されています。

安全基準のないものな

かで暫定基準が決められる

ものはそれを採用します。

暫定基準の決め方は、以下

のとおりです。

- ①コーデックス基準(WTOとWHOで作成している国際基準)
- ②日本の登録保留基準(農薬の登録時に毒性試験や残留試験で決定)
- ③米国、オーストラリア、カナダ、EJ、ニュージーランドの残留基準を採用

**用**

安全基準、暫定基準のい

ずれもない農薬等には、一

律基準値を採用します。

律基準値は0.01ppm

とし、これを超える食品は

製造、輸入、加工、調理、

保存、または販売してはな

らないとしています。

なお、真のポジティブ制

度を目指して、今後の対応、

課題、問題点などを次号で

取り上げます。

# 残留農薬等の ポジティブリスト制度と 今後の対応 真のポジティブリスト制度をめざして

蓮尾隆子 (編集委員)

前号でポジティブリスト制度と導入までの経過を説明しました(1月号26、27ページ参照)

消費者団体等がポジティブリスト制度を要求してきたのは、増大する一方の輸入食品の安全性に対する不安からです。輸入農産物に使用されているポストハーベスト(収穫後)農薬、日本では使用されていない外国の未知のプレハーベスト(生産中)農薬が残留した食品の輸入を防ぐためでした。

ポジティブリスト制とは食品に含まれる残留農薬、動物

用医薬品、飼料添加物等を全面的に規制するというものです。輸入、国産の区別なく、農畜水産物および加工食品を含むすべての食品が対象になります。

そのためには、加工食品には原材料割合や原産国表示を行わせ、ポジティブリスト制度本来の役割を果たせるようにすることが重要で

前号で、ポジティブリストの基準値の決め方を紹介しましたが、問題点がいくつかあ

## 弱い「残留農薬摂取量を減らす」という視点

ります。

暫定基準については、一見合理的に見えます。しかし、コーデックス基準は輸出先国・企業などに都合のよい緩やかな基準が決められているのは問題です。国際基準を優先させたため、国内の登録保留基準より高い数値が採用されていることなどがあげられます。以下は主な問題点です。

●小麦に使われているクロロピリホスメチルは、コーデックス基準では10ppmとしていますが、米と比べると100倍も緩く、一律基準値0・01ppmから見ると10000倍も緩やかな暫定基準となっています。

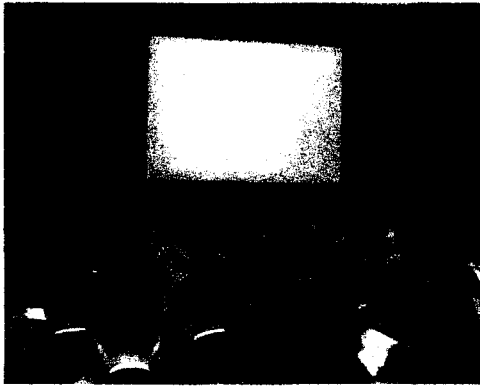
2004年の農林水産省調査では168検体中152検体から0・01、0・04ppmの範囲でクロロピリホスメチルが検出されており、一律基準値0・01ppmだとほとんどが輸入

禁止になるからです。輸入小麦は、食べる量も多く、暫定基準値は日本人の安全を尺度にもっと厳しくすべきです。

●クリホサートも基準値が緩やかです。大豆が20ppm、ナタネが10ppm、綿実が10ppmと、とび抜けて基準値が緩やかなのは、除草剤耐性の遺伝子組み換えで種子中にたくさん力除草剤が残留しているのを認めているからでしょう。

●食肉では、抗生物質を含むするものは原則禁止となっていました。また、暫定基準値の設定により、容認する結果になっているのは問題です。抗菌剤、抗生物質、ホルモン剤等についても明確に規制すべきです。

●国内で「1日許容摂取量(ADI)」の評価がされていない農薬等にも残留基準を設定していることも、問題点の



つです。問い合わせたところ、食品安全委員会で順次評価を進めていくということでした。

### 検査体制の強化で 厳重チエックを

加工品も規制の対象ですが、開発加工食品が続々と輸入されています。大部分の加工品は混合し、調味されたものが多く、規制としては一律基準値を超える残留農薬等が検出されたものについては流通禁止とすべきでしょう。構成原

材料から判断するとすれば、早急に原材料割合、原産地表示の整備が必要です。

望んでいたポジティブリスト制度が施行されたわけですから、外国で使用されている農薬等をしつかりチェックする必要があります。水際での検査体制の強化を強く要求しましょう。

### 国内農畜産物は 生産管理の強化で信頼を

「高温多湿で害虫が発生しやすい日本は、世界的にみても農薬の使用が多い」とは農林水産省消費・安全局の話です。ポジティブリスト制度による規制対象の拡大で、水田でイネ用に散布した農薬が飛散（ドリフト）して、隣の畑の野菜にかかっても、基準値を超えて残留していれば出荷できなくなります。

薬剤によっては、農産物への残留が0.01ppmを超える出荷できません。ちなみに、0.01ppmとは、水深1m、幅12m、長さ25mのプールに塩一つまみ（3g）を溶かしたほどの濃度です。

新制度は残留農薬がしばしば問題になる輸入農産物への対抗措置にもなりますが、狭い耕地の日本で生産する国内の農家にとっても、薬剤の使用管理、飛散防止などに細心の注意が求められるときでもあります。

### 現行制度とポジティブリスト制度の基準値の比較から

厚生労働省食品安全部監視安全課では、新制度導入を前に、輸入食品の2005年度上半期・輸入時検査を行い、残留農薬基準の超過事例をとりまとめ報告しています。

検査を実施した食品は、穀類、豆類、種実類、野菜果実、茶およびそれらの簡易な加工品です。それを見ると、現行基準に基づく違反件数21件が、ポジティブリスト制度が導入されると135件と約6倍に なっています。

国ごとに見ると、中国40件、台湾22件、タイ16件、米国7件となっています。食品ごとでは、マンゴー22件、スナックプエントウ5件、ネギ5件など。農薬ごとでは、シベルメトリン18件、フルシトリネート7件、フルミオキサジン5件などとなっています。

こうした違反の原因のひとつに、栽培時の使用農薬や使用方法が国と異なることが考えられます。制度改正を機に、これまで以上に生産国、生産現場と連携をとることが重要であるとしています。

食品に関するリスクコミュニケーション（4月27日:東京都）に参加いただいた皆様へ

平素より食の安全に関する行政にご協力をいただき誠にありがとうございます。

今後のリスクコミュニケーションをより実りある形で実施していくため、本日のリスクコミュニケーション等に関するアンケート調査にご協力をお願いします。

アンケートは、以下の設問の該当する番号に○を付けていただき、リスクコミュニケーション終了後、受付に置いている回収ボックスにご提出願います。

**Q1 ご自身について、ご回答ください。**

**① 性別**                      1) 男性                      2) 女性

**② 年齢**

1) ~ 19 歳      2) 20 歳代      3) 30 歳代      4) 40 歳代      5) 50 歳代      6) 60 歳代  
7) 70 歳~

**③ ご所属**

1) 消費者（団体含む）      2) 食品等事業者（団体含む）      3) 生産者（団体含む）  
4) 地方公務員・独法職員      5) 試験検査施設（民間（団体含む））      6) その他

**SQ1 Q1の③で2食品等事業者と回答された方 業種は次のどれに該当しますか。**

1) 製造・加工業      2) 流通・販売業      3) 業界団体      4) その他

**④ 本日参加された目的（当てはまるものを全て）**

1) 残留農薬等のポジティブリスト制度についての知識を深めるため  
2) 残留農薬等のポジティブリスト制度についての意見を表明するため  
3) 残留農薬等のポジティブリスト制度についての関係者の取組や考え方を知るため  
4) その他（自由記述）

**Q2 これまでに残留農薬等のポジティブリスト制度をテーマとした意見交換会等に参加されたことはありますか。（当てはまるものを全て）**

1) 厚生労働省・農林水産省が開催した意見交換会等  
2) 地方自治体が開催した意見交換会等  
3) 団体等が開催した意見交換会等  
4) その他（自由記述）  
5) ない

**SQ1 Q2で1)~4)までのいずれかに○を付けられた方にお伺いします。  
延べ何回参加されましたか。**

1) 1回      2) 2~3回      3) 4回以上

**Q3 残留農薬等のポジティブリスト制度がどのようなものか、本日の意見交換会の開催前に知っていましたか。**

1) 知っていた      2) 概ね知っていた      3) ほとんど知らなかった      4) 知らなかった

**Q4 本日の意見交換会の議論の内容について、理解できましたか。**

1) できた      2) おおむねできた      3) あまりできなかった      4) できなかった

**SQ1 Q4で「3 あまりできなかった」、「4 できなかった」と回答した方にお伺いします。どういった点が理解を難しくしましたか。(当てはまるものを全て)**

- 1) 専門用語が多かったこと
- 2) 発言者の要点が掴みにくかったこと
- 3) 論点が拡散し、何を議論しようとしているのかわからなかったこと
- 4) 意見交換の流れがわからなかったこと
- 5) その他(自由記述)

**Q5 本日の意見交換会の内容は、満足できるものでしたか。**

- 1) できる 2) おおむねできる 3) あまりできない 4) できない

**SQ1 Q5で「3 あまりできない」、「4 できない」と回答した方にお伺いします。満足できない理由は何ですか。(当てはまるものを全て)**

- 1) 議論して欲しい内容が取りあげられなかった
- 2) 内容が難しく、理解が難しい
- 3) 十分に意見交換ができていない
- 4) 論点がぼやけるなど、意見交換の進め方に問題がある
- 5) その他(自由記述)

**Q6 以下のそれぞれの設問について、【意見交換会に参加する前】、【意見交換会に参加して】当てはまるもの1つを選んでください。**

① 残留農薬等のポジティブリスト制度への印象について

**【意見交換会に参加する前】**

- 1) よい印象 2) どちらともいえない 3) 悪い印象

**【意見交換会に参加して】**

- 1) よい印象 2) どちらともいえない 3) 悪い印象

② 生産者、食品等事業者の残留農薬等への取組について

**【意見交換会に参加する前】**

- 1) 信頼できる 2) どちらともいえない 3) 信頼できない

**【意見交換会に参加して】**

- 1) 信頼できる 2) どちらともいえない 3) 信頼できない

**SQ1 Q6の①②について、「3) 悪い印象」、「3) 信頼できない」と回答された方にお尋ねします。なぜそのようにお感じになりましたか。**

(自由記載)

③ 残留農薬等のポジティブリスト制度への理解について

**【意見交換会に参加して】**

- 1) 理解が深まった 2) 変化なかった 3) よくわからなくなった

**SQ2 Q6の③について、「3) よくわからなくなった」と回答された方にお尋ねします。なぜそのようにお感じになりましたか。**

(自由記載)

**Q7 本日のリスクコミュニケーションの進め方についてお尋ねします。**

今回のリスクコミュニケーションでは、一部を各関係者からの講演、第二部をパネルディスカッションと意見交換としています。

リスクコミュニケーションの構成、テーマの選定、募集方法などリスクコミュニケーションのあり方全体について、良かったと思う点、改善すべきと思う点について記載ください。

1) 良かったと思う点 .....

.....

2) 改善すべきと思う点 .....

.....

**Q8 今後のリスクコミュニケーションとして、行って欲しい課題は何ですか？（当てはまるものを3つ以内）**

- 1) 食品中に混入する汚染物質（メチル水銀、ダイオキシン等）の問題
- 2) 食中毒に関する問題
- 3) 検疫所や保健所の監視指導に関する問題
- 4) 健康食品に関する問題（表示を含む）
- 5) 遺伝子組換え食品に関する問題（表示を含む）
- 6) 食品添加物に関する問題（表示を含む）
- 7) 残留農薬、残留動物用医薬品に関する問題（表示を含む）
- 8) 家畜の病気（BSE、鳥インフルエンザ等）の問題
- 9) 輸入食品に関する問題（表示を含む）
- 10) 上記以外の食品の表示に関する問題
- 11) トレーサビリティ
- 12) その他（自由記述 .....

ご協力ありがとうございました。